

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかの循環器内科クリニック	いわき市泉町七丁目一―九	令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小野クリニック	喜多方市字沼田六九九四番地	令和八年一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おぐらじ歯科医院	福島市小倉寺字敷ヶ森三〇一三	令和八年一月一日
目澤歯科医院	いわき市小名浜字竹町八	令和七年十二月二十四日
二本松歯科医院	二本松市東裏五二一	令和八年一月八日
こばり歯科	石川郡浅川町大字簗輪字作田七五番地	令和八年一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

調剤薬局ツルハドラッグ郡山富田店

郡山市名郷田一丁目一番地

令和八年二月一日

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日